下線部変更(平成27年12月28日)

現 行

第1条~第2条 (省略)

第3条 (省略)

- 2 お客様は、次の各号に掲げる内容を十分把握し、 承諾したうえで本取引を行うものとします。
- (1)本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、証拠金預託額を上回るおそれがあること。

 $(2) \sim (4)$ (省略)

第4条 (省略)

第5条(本取引の資格要件)

- $(1) \sim (5)$ (省略)
- (6) お客様固有の<u>パソコン用</u>メールアドレスを登録すること。

(7)~(11) (省略)

3. ~ 4、 (省略)

第6条~第16条 (省略)

第17条(証拠金不足の処理)

本取引の取引時間終了時において、証拠金不足が生じた場合、当社は、お客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨を通知します。この場合、お客様は、前日証拠金不足額以上の額を証拠金として、当社が定める日時までに当社に預託するものとします。当社は、お客様からの不足額に係るご入金を確認できなかった場合には、当社所定の時間において、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済する(以下「強制決済」という)ものとします。ただし、ロスカットルールに基づきロスカットが発動された場合でも、証拠金不足は解消されません。

- 2 強制決済の結果、お客様に残債務が生じた場合 には、お客様は、当該残債務に相当する金銭を当 社にただちに支払うものとします。
- 3 強制決済の結果、お客様の確定した損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

変更後

第1条~第2条 (現行どおり)

第3条 (省略)

- 2 お客様は、次の各号に掲げる内容を十分把握し、 承諾したうえで本取引を行うものとします。
- (1)本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、証拠金預託額を上回るおそれがあること。なお、証拠金預託額を上回る損失が発生した場合、お客様は、損失額と証拠金預託額の差額を、ただちに当社に支払うものとします。
- $(2) \sim (4)$ (現行どおり)

第4条 (現行どおり)

第5条(本取引の資格要件)

- $(1) \sim (5)$ (現行どおり)
- (6) お客様固有の<u>電子</u>メールアドレスを登録する こと。

(7)~(11) (現行どおり)

3. ~ 4、 (現行どおり)

第6条~第16条 (現行どおり)

第17条 (証拠金不足の処理)

本取引の取引時間終了時において、証拠金不足が生じた場合、当社は、お客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨を通知します。この場合、お客様は、前日証拠金不足額以上の額を証拠金として、当社が定める日時までに当社に預託するものとします。当社は、お客様からの不足額に係るご入金を確認できなかった場合には、当社所定の時間において、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済する(以下「強制決済」という)ものとします。<u>な</u>お、証拠金不足のルールについて詳しくは説明書をご確認ください。

2~3 (削 除)

第18条 (ロスカットルール)

当社は、本取引の取引可能時間の中で、本取引口座の有効比率を第4項に規定する時間間隔で確認し、その際に有効比率が100%以下となっている場合、お客様にアラートメールを送ります。

- 2 当社は、ロスカットを次の通り発動するもの とします。
 - (1) 有効比率確認時において、本取引口座の 有効比率が80%以下となっている場合に は、発注中の注文をすべて取消した上で、 お客様の保有するすべての建玉をロスカッ トするものとします。
 - (2) クロスカレンシーを含む複数通貨の建玉 を保有し、クロスカレンシーの取引時間外 にロスカットを発動した場合、クロスカレ ンシーの建玉については、翌営業日開始直 後に行われます。
 - (3) 取引終了直前にロスカットの対象となり、 同一営業日内に全建玉のロスカットが完了 しなかった場合、未完了のロスカットは、 翌営業日開始直後に行われます。
- 3 有効比率確認時において、有効比率が100%以下であることを認識することなく80%以下となった場合には、アラートメールが送信されることなくロスカットされます。
- 4 システムの有効比率の確認は、次の各号に定められた通り行われるため、急激な相場変動時等には、有効比率が80%を大きく割込んだ時点でロスカットされることがあります。さらに、有効比率がマイナスの時点でロスカットされる可能性もあります。
 - (1) 100%超:約2分
 - (2) 100%以下:約30秒
- 5 有効比率が100%以下であったため約30秒毎 の確認となった場合において、その後有効比率 が回復し、有効比率が100%超となったときは、 第4項第1号に定める確認となります。
- <u>6</u> 当社は、アラート基準とロスカット基準を随 時変更することができるものとします。
- 7 ロスカットの結果、お客様に残債務が生じた

第18条 (ロスカットルール)

当社は、本取引の取引可能時間の中で、本取引口座の有効比率を説明書に規定する有効比率の確認間隔で確認し、その際に有効比率が説明書に規定する水準以下となっている場合には、発注中の注文をすべて取消した上で、お客様の保有するすべての建玉をロスカットするものとします。なお、ロスカットルールについて詳しくは説明書をご確認ください。

2~8 (削 除)

場合には、お客様は、当該残債務に相当する金 銭を当社にただちに支払うものとします。 8 ロスカットの結果、お客様の確定した損害に 関して、当社は一切責任を負わないものとしま <u>す。</u> (以下省略) (以下現行どおり) 附則 附則 本規定は、平成26年8月1日より施行する。 本規定は、平成27年12月28日より施行する。